

川崎都市計画緑地の変更（川崎市決定）

都市計画緑地中、9号菅生緑地を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑 地 名			
9	菅生緑地	川崎市宮前区 水沢1丁目及び水沢2丁目地内	約 13.5 ha	自然林、広場、池、園路 植栽、管理事務所ほか

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 別紙理由書による。

理由書

川崎都市計画緑地の変更（9号菅生緑地の変更）

都市内の公園緑地は、良好な市街地環境の保持のほか、レクリエーション、健康増進、景観向上、防災など、快適で潤いのある都市環境を形成する上で根幹となる施設です。

菅生緑地は、保全に適する緑が現存している実態から緑地として整備し、一般市民の利用に供することを目的として、昭和51年に都市計画決定した緑地です。

菅生緑地は、都市計画道路梶ヶ谷菅生線を挟んで、東地区約7.1ha、西地区約6.3haの2地区で構成されている緑地であり、本市の緑に関する施策である「川崎市緑の基本計画」において、緑地の回遊性確保が期待できる東西地区の結節点部分について、用地の取得に努めるとされています。

一方で、菅生緑地は、区域内に用地取得が必要な民有地が残存していることから、長期未整備公園緑地に位置付けられており、計画の方向性を示す「長期未整備公園緑地の対応方針」において、計画区域と地形・地物に不整合が生じている場合は、区域の整正を検討するとされています。

本案は、菅生緑地のエントランス機能の拡大及び回遊性確保のために必要となる東西地区の結節点部分について、都市計画緑地として区域を編入するとともに、区域と地形・地物において、不整合が生じている箇所について、界線表示の変更を行うものです。

新旧対照表

都市計画緑地中、9号菅生緑地を次のように変更する。

新 旧	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑 地 名			
新	9	菅生緑地	川崎市宮前区 <u>水沢1丁目及び水沢2丁目地内</u>	約 <u>13.5</u> ha	自然林、広場、池、園路 植栽、管理事務所ほか
旧	9	菅生緑地	川崎市宮前区 <u>菅生字水沢、 向ヶ丘字南菅生地内</u>	約 <u>13.4</u> ha	自然林、広場、池、園路 植栽、管理事務所ほか

都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画緑地 9号菅生緑地

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

川崎市 宮前区 水沢1丁目及び水沢2丁目地内